

## 23 通年雇用奨励金

北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業主に対して助成するものであり、季節労働者の通年雇用化を促進することを目的としています。

### 対象となる措置

本奨励金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、季節労働者の通年雇用化を図るための次の1～7の措置のいずれかを実施した場合に受給することができます。

#### 1 季節労働者を冬期間も継続して同一の事業所で就業させた場合（事業所内就業）

この措置については、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 対象労働者（※1）を対象期間（※2）中、下記「対象となる事業主」の1（1）に該当する事業主（以下「申請事業所」という）の事業所において「事業所内就業」させることによって継続雇用し、継続雇用予定期限（※3）まで継続して雇用することが見込まれること

※1 9月16日以前から雇用され、翌年1月31日において雇用保険の特例一時金の受給資格を得て、支給を受けることが見込まれる者

※2 12月16日から翌年3月15日

※3 対象期間経過後の同年12月15日

#### 2 季節労働者を他の事業所で配置転換・労働者派遣・在籍出向により就業させ、冬期間も継続雇用した場合（事業所外就業）

この措置については、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 対象労働者（※1）を対象期間（※2）中、申請事業主の事業所以外の事業所において「事業所外就業」させることによって継続雇用し、継続雇用予定期限（※3）まで継続して雇用することが見込まれること。

#### 3 季節労働者を冬期も継続して雇用し、期間中一時的に休業させた場合（休業）

この措置については、次の（1）と（2）を満たす必要があります。

- (1) 上記1（1）または上記2（1）の要件を満たすこと  
(2) 対象労働者を一時的に休業（※4）させ休業手当を支払うこと

※4 12月16日から翌年1月15日の賃金締切日の翌日から、4か月後の賃金締切日までの間に、対象労働者を所定労働日の全日にわたり休業させた日について、休業手当の支払いをしている休業日が対象となります。

#### 4 季節労働者を季節的業務以外の業務に転換し、継続して雇用した場合（業務転換）

この措置については、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 対象労働者を申請事業所において、季節的業務以外の業務に転換（※5）させ、継続雇用予定期限まで継続して雇用することが見込まれること

※5 対象となる業務転換は次の①～④のすべてに該当するものとなります。

- ① 対象労働者を、業務転換の開始日以降において、季節的業務に従事させない（季節的業務に復職させない）見込みであること。  
② 業務転換の対象となる労働者の範囲、その他業務転換の実施に関する事業について、あらかじめ対象事業主と申請事業所の労働組合等（支給申請事業所の労働者の過半数を代表する者を含む）との間に書

面による協定がなされ、当該協定の定めるところにより業務転換が行われること。

- ③ 対象労働者の同意を得たものであること。
- ④ 対象労働者に係る業務転換の開始日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、他の常用労働者を事業主都合により解雇していないこと。

## 5 冬期間継続雇用している季節労働者に職業訓練を実施した場合（職業訓練）

この措置については、次の要件を満たすことが必要です。

### （1）対象期間中に対象となる職業訓練（※6）を実施すること

※6 対象労働者が受講する「事業主自ら運営する職業訓練」または「施設に委託して行う職業訓練」のうち、次の①～④の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 一つの職業訓練コースの訓練時間が10時間以上の職業訓練
- ② 生産ラインまたは就労の場における通常の生産活動と区別して、業務の遂行の過程外で行われる職業訓練
- ③ 職業訓練指導員免許を有する者、その他当該職業訓練の科目、職種等の内容について専門的な知識や技能を有する指導員、または講師により行われる職業訓練
- ④ 職業に必要な専門的な知識や技能を習得させるために適切な方法であるもの、その他、対象労働者のキャリア形成の効果的な促進に資する職業訓練

## 6 季節労働者を通年雇用するために、新たに新分野の事業所設置・整備した場合（新分野進出）

この措置については、次の要件の両方を満たすことが必要です。

### （1）上記1（1）または2（1）の要件を満たすこと

### （2）指定業種以外の業種に属する事業所を設置または整備し、対象労働者の通年雇用が見込まれる異業種に進出すること

## 7 季節労働者を試行（トライアル）雇用終了後、引き続き、常用雇用として雇い入れた場合（季節トライアル雇用）

**注意** 次の1～3のいずれかに該当する者は、本奨励金の対象となりません。

- 1 管理監督的業務に従事する労働者または事業所に雇用される労働者のうち、季節的業務に従事していない労働者
- 2 遠隔地への出稼労働者
- 3 65歳以上の労働者

## **対象となる事業主**

本奨励金を受給する事業主は、次の要件を満たしていることが必要です。

- 1 「各雇用関係助成金に共通の要件等」(本パンフレット7～8ページ)のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないこと。

そのうち特に次の点に留意してください。

### （1）上記「対象となる措置」の各措置の対象となる対象労働者（以下「支給対象者」という）の出勤状況および支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）、および各措置の実施状況および支払い状況等を明らかにする書類を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること

- 2 「対象となる措置」の1～6のいずれかの措置を実施する事業主は次の（1）を、また7の措置（季節トライアル雇用）を実施する事業主は次の（2）を満たしていることが必要です。

(1) 指定地域(※7)内で指定業種(※8)に属する事業を行う事業主

(2) 指定地域(※7)に所在し、指定業種(※8)以外に属する業種の事業を行う事業主

※7 厚生労働大臣が指定する地域

北海道、青森、岩手および秋田の全市町村、宮城、山形、福島、新潟、富山、石川、福井、長野および岐阜の一部の市町村(詳細は、ハローワークへお尋ねください)

※8 厚生労働大臣が指定する業種

①林業、②採石業および砂、砂利又は玉石の採取業、③建設業、④水産食料品製造業、⑤野菜缶詰、果実缶詰又は農産保存食料品の製造業、⑥一般製材業、⑦セメント製品製造業、⑧建設用粘土製品(陶磁器製のものを除く。)の製造業、⑨特定貨物自動車運送業、⑩建設現場において据付作業を行う「造作材製造業(建具を除く)」、「建具製造業」、「鉄骨製造業」、「建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)」、「金属製サッシ・ドア製造業」、「鉄骨系プレハブ住宅製造業」、「建設用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く)」、「畳製造業」、⑪農業(畜産農業および畜産サービス業を除く)」

**注意** 次のいずれかに該当する事業主は対象となりません。

- 1 各種法令に違反している場合
- 2 本奨励金の申請事業所において、雇用調整助成金の支給を受けている事業主

## 支給額

本奨励金は、対象となる措置に応じて次により支給されます。

- 1 「対象となる措置」の1(事業所内就業)、または2(事業所外就業)を実施した場合は、支給対象者1人あたり、次の(1)および(2)の額が1年ごとに最大3回支給されます。

また、指定地域外の地域で、請負契約に基づき事業を行い、就業をさせるために住所または居所の変更に要する経費を負担した場合、次の(3)によって移動に要した経費相当額が支給されます。

(1) 新規継続労働者(第1回目の支給対象者)

対象期間に支払った賃金の2/3(上限額71万円)

(2) 継続、再継続労働者(第2、3回目の支給対象者)

対象期間に支払った賃金の1/2(上限額54万円)

(3) 移動就労経費

事業主が負担した経費(※9)の合計について、支給対象者1人あたり、移動距離に応じ下表の額が支給されます。

※9 交通費(移動に伴う経費)、宿泊費(移動に伴う宿泊費。就労準備期間中や就労中、就労終了後の移動準備期間中などの宿泊費は除きます)

移動距離		上限額
		(往復分)
400km以上	800km未満	30,000円
800km以上	1,200km未満	60,000円
1,200km以上	1,600km未満	90,000円
1,600km以上	2,000km未満	120,000円
2,000km以上		150,000円

2 「対象となる措置」の3（休業）を実施した場合は、上記1の（1）および（2）による支給対象者に対する賃金の支給額か、次の（1）および（2）による休業に対する支給額かいずれか（年度ごとに選択した額）が支給されます。ただし、支給対象者1人あたり、賃金の助成は最大3回、休業の助成は最大2回、両方あわせて最大3回の支給となります。

（1）休業助成の申請が1回目の場合

1月から4月に支払った休業手当（最大60日分）および対象期間に支払った賃金（休業手当を除く）の合計額の1/2（上限額 新規継続労働者71万円、継続・再継続労働者54万円）

（2）休業助成の申請が2回目の場合

1月から4月に支払った休業手当（最大60日分）および対象期間に支払った賃金（休業手当を除く）の合計額の1/3（上限額54万円）

3 「対象となる措置」の4（業務転換）を実施した場合は、業務転換の開始日から起算して6か月の期間に支払った賃金の1/3（上限額71万円）

4 「対象となる措置」の5（職業訓練）を実施した場合は、上記1による支給対象者に対する賃金の支給額に加え、次の（1）または（2）の額

（1）季節的業務の訓練

訓練の実施に要した費用の1/2（上限額3万円）

（2）季節的業務以外の訓練

訓練の実施に要した費用の2/3（上限額4万円）

5 「対象となる措置」の6（新分野進出）を実施した場合は、上記1による支給対象者に対する賃金の支給額に加え、事業所の設置・整備に要した費用の1/10（上限額500万円）が、1年ごとに3回まで支給されます。

6 「対象となる措置」の7（季節トライアル雇用）を実施した場合は、常用雇用に移行した日から起算して6か月の期間に支払った賃金の1/2の額から、試用雇用（トライアル雇用）を行うことによって支給された「トライアル雇用奨励金」の額を減額した額（上限額71万円）

**注意**

1 「対象となる措置」の1～6の措置については、申請事業所において、支給対象者が支給要件を満たしている場合でも、常用労働者数が一定の式において基準数を下回る場合は、奨励金が支給されない場合がありますので、詳しくは管轄のハローワークへお尋ねください。

2 「継続雇用予定期限」前に支給対象者を離職させると、原則として支給した奨励金を返還する必要があります。

## 支給手続

本奨励金を受給しようとする事業主は、次の1～2の順に受給手続をしてください。

1 事前の計画書等の届出

（1）「対象となる措置」の1～6のいずれの措置を実施する場合も、「通年雇用届」を策定して管轄のハローワークへ提出してください。

（2）「対象となる措置」の5（職業訓練）を実施する場合は、（1）とあわせて「職業訓練実施計画書」を策定して提出してください。

（3）「対象となる措置」の6（新分野進出）を実施する場合は、（1）とあわせて新分野進出事業所に係る設置・整備および雇い入れに係る計画書を策定して提出してください。

## 2 支給申請

各措置を実施後、次によって実施した各措置に係る「支給申請書」に必要な書類を添えて（※10）、管轄のハローワークへ支給申請してください。

- (1) 「対象となる措置」の1（事業所内就業）、2（事業所外就業）、5（職業訓練）に係る支給申請をする場合

3月16日から6月15日までに「通年雇用奨励金支給申請書」等を提出してください。

- (2) 「対象となる措置」の3（休業）に係る支給申請をする場合

賃金締切日（休業対象期間最終月分）の翌日から6月15日までに「通年雇用奨励金支給申請書」等を提出してください。

- (3) 「対象となる措置」の4（業務転換）に係る支給申請をする場合

業務転換の開始日を以下の表に当てはめ、該当とする提出期間内に「通年雇用奨励金業務転換支給申請書」等を提出してください。

業務転換開始日	支給申請書提出期間
3/16～9/16	翌年の3/16～6/15
9/17～3/15	「業務転換開始日から6か月経過日」から「80日」を経過する日まで

- (4) 「対象となる措置」6（新分野進出）に係る支給申請をする場合

① 1回目

最初の支給対象者を雇い入れた日から起算して18か月を経過する日までに「通年雇用奨励金新分野進出事業所設置・整備完了届兼支給申請書」等を提出してください。

② 2回目

完了日の1年後の日の翌日から起算して2か月以内に同申請書を提出してください。

③ 3回目

完了日の2年後の日の翌日から起算して2か月以内に同申請書を提出してください。

- (5) 「対象となる措置」の7（季節トライアル雇用）に係る支給申請をする場合

試行（トライアル）雇用終了日直後の賃金締切日の翌日から起算して6か月後の賃金締切日の翌日から2か月以内に「通年雇用奨励金季節トライアル雇用支給申請書」等を提出してください。

※10 「通年雇用奨励金申請書」の用紙やこれに添付すべき書類については、管轄のハローワークへお問い合わせください。

### 利用にあたっての注意点

- 1 本奨励金の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD～Fにご留意ください。
- 2 本奨励金の要件や手続き等の詳細については、最寄りのハローワークまたは労働局へお問い合わせください。